

7 地方分権改革の推進について

日本国憲法の国民主権の理念の下、住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにするための地方分権改革を推進すること。

【背景理由等】

政府においては、内閣総理大臣を本部長とする地方分権改革推進本部を内閣に設置し、併せて専門的かつ実務的な議論を行う「有識者会議」を担当大臣の下に設置して、地方分権の推進体制を整えるとともに、平成26年から提案募集方式を導入し、地方からの提案内容を踏まえ、国から地方への事務・権限の移譲等を行う「第14次一括法」が成立するなど、地方分権改革に政府一丸となって取り組む姿勢を明確にしています。

広範にわたる地方分権改革の実現に向けた取組はまだ道半ばであり、今後、四国が真に自立した個性的な地域づくりを行っていくためには、国と地方が十分な協議を行い、関係省庁の誠意ある対応を確保しながら、国と地方の役割分担の大幅な見直しと併せて、それぞれの担う役割に応じた税財源のあり方を見直すなど、さらなる改革を推進していく必要があります。

【具体的な提言事項】

（１）実効性のある「国と地方の協議の場」の実施

地方自治に影響を及ぼす国の政策の立案や見直しにあたっては、法定された「国と地方の協議の場」を実効ある仕組みとして最大限有効に活用し、国と地方が対等の立場で真摯に協議を行うこと。

また、その際には政策の企画立案段階から実質的な協議を行うための分科会も積極的に活用するなど、真の地方分権改革につながる政策決定システムを通じて、国の政策に地域の実情を熟知する地方の意見を的確に反映させること。

（２）地方分権改革の理念に沿った国と地方の役割分担の見直し及び国から地方への事務・事業、権限、財源の一体的な移譲の推進

地方分権改革の理念に沿い、国と地方の役割分担の徹底的な見直しを行うとともに、住民に身近な事務は地方で総合的に担えるよう、事務・事業、権限、財源の一体的な移譲を推進すること。

（３）提案募集方式における適切なフォローアップの実施

平成26年からの提案募集方式における地方からの提案等のうち、「検討を行う」とされているものについて、国において適切なフォローアップを実施するとともに、「実現できなかったもの」について、対応済みとして整理するのではなく、再度提案があった場合はその実現に向けて積極的に検討すること。

また、地方が直接、事務処理に関係しない事項であっても、地域が創意工夫あふれる施策が展開できるよう、地方創生の観点から広く「提案募集」の対象とすること。

さらに、今後の提案募集においては、地方から提示された支障事例等を踏まえ、国が十分に立証責任を果たし、可能な限り地方の提案を実現できるよう努めること。

（４）地方に対する法令による事務の義務付け・枠付け及び関与の廃止・縮小並びに一層の規制改革の推進

地方の自主性・裁量性を拡大し、地域の特性に応じて事務執行が行えるよう、国の関与全般をチェックする組織的な仕組みの創設について検討するとともに、さらなる「義務付け・枠付けの見直し」を行うこと。

特に、国が積極的に計画等の策定の見直しに取り組むことも含め、計画策定等を規定する法令等の見直しや、計画の統廃合、他団体との共同策定を可能とするなどの見直しを行うこと。

また、地方の効率的な行財政運営や政策目標の達成を阻害している規制についても、廃止や大幅な緩和を図るなど、一層の規制改革を推進すること。

（５）地方が自らの責任で効率的な自治体経営を行うことができる地方税財政制度の整備

国庫補助負担金、地方交付税、税源移譲を含めた税源配分の一体的改革と税源の偏在是正策とは、一体不可分のものとして取り扱い、地方が自らの責任で効率的な自治体経営を行うことができる地方税財政制度の整備を図ること。